



府食第522号

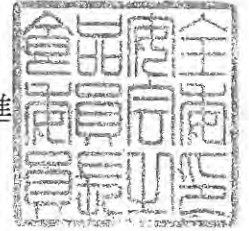
平成25年7月1日

農林水産大臣

林 芳正 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成25年2月19日付け24消安第5598号（以下「通知」という。）により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項のうち、諮問事項②については、平成25年4月8日付け府食第276号「食品健康影響評価について（回答）」に示されている理由と同様の理由から、通知別紙の3に記載されている管理措置が採られることを前提とする限りにおいて、牛の部位（※）を原料とする肉かす等（通知別紙の2（2）②に掲げるものをいう。以下同じ。）の肥料は、現行の牛の部位を原料とする肉かす等を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

※ 平成25年2月1日に厚生労働省が新たに定めた牛の特定部位等（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部位から2メートルまでの部位に限る。）並びに月齢が30月を超える牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位及び同検査の結果、疾病が認められた牛の部位並びに死亡牛の部位をいう。）を除いた部位